

特設人権相談所の開催

問合せ 市役所市民課 ☎0587(32)1311

12月4日～10日の人権週間にちなみ、特設人権相談所（合同相談同時開催）を設けます。秘密は厳守します。

- ▼とき 12月18日（金）、午後1時～3時30分
- ▼ところ 総合文化センター第1会議室

●常時開設中の相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570(003)110	午前8時30分～午後5時15分 (平日のみ)
女性の人権ホットライン	0570(070)810	
子どもの人権110番	0120(007)110	
外国人のための人権相談 (英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語での相談)	052(952)8111	午前9時～午後5時 (平日のみ)
市合同相談	24ページに掲載しています	

市が進める観光まちづくりの取り組みに市民の皆さんの意見を反映するため、委員を

市役所商工観光課 ☎0587(32)1332
ID 10007178

稲沢市観光基本計画推進委員会委員の募集

公募します。▼職務内容 公募のほか、学識経験者や観光関係団体・事業者などで構成された委員会（令和3年2月末から2年間、年2回程度開催予定）に出席し、稲沢市観光まちづくりビジョン（第2次稲沢市観光基本計画）についての成果



検証など▼応募資格 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方▼募集人数 2人▼報酬 市の規定による▼応募方法 12月11日（金）までに、作文に住所、氏名、年齢、性別、職業、勤務先・学校名（市外の方のみ）、電話番号を記入の上、持参、郵送（〒49218269 稲沢市稲府町1-1240）、Eメール（shokoo@city.inazawa.aichi.jp）で市役所商工観光課へ ※作文のテーマ：「応募の動機と市の観光まちづくりに対する考え」（400～800字）▼その他 選考結果は申込者全員に連絡します

パブリックコメントを募集します！

パブリックコメントとは、市の計画の策定・改定にあたり、皆さんから意見を募集するものです。結果は市のホームページで公表します。
※個別には回答しません

●募集中の案件

計画案	募集期間	担当課	郵送先	FAX
稲沢市地域強靱化計画（案） ID 1007231	12月11日（金）～ 令和3年1月9日（土）	市役所危機管理課 ☎0587(32)1275	〒492-8269 稲沢市稲府町1	0587(32)1520
稲沢市ごみ処理基本計画（改定案） ID 1007218	12月1日（火） ～28日（月）	資源対策課（環境センター内） ☎0587(36)0135	〒492-8391 稲沢市中野川端町74	0587(36)3709

●閲覧場所

各担当課、市役所行政情報コーナー、支所、市民センター ※市のホームページからも閲覧できます

●提出方法

募集締切日までに、計画案に対する意見、住所、氏名、電話番号、職業などを記入の上、持参、郵送、FAXまたは市のホームページから各担当課へ
※市のホームページで詳細を確認の上、提出をお願いします



12月20日～1月10日 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

～非行の芽はやめにつもう みな我が子～

問合せ 市役所生涯学習課 ☎0587(32)1440 ID 1005995

年末年始はイベントなどが多く、青少年が犯罪被害に巻き込まれたり、非行に走る恐れがある時期です。家庭、学校、地域社会がそれぞれ役割を認識し、大人が率先して規律ある行動を示すなど、力を合わせて非行・被害防止に努めましょう。



▲令和2年度 稲沢市キャンペーン・レディー

格 次の全てを満たす方 ① 18歳以上の女性 ②市などの事業に1年間参加できる ③保護者、雇主の承諾を得ている ④類似した職務の任期中でない ※年齢は令和3年4月1日現在▼任期 令和3年4月1日～翌年3月31日▼審査日 令和3年2月10日（水）▼審査方法 面接▼申し込み 12月1日（火）～令和3年1月22日（金）（消印有効）に、申込用紙に記入し、上半身の写真を添えて、稲沢市観光協会（〒49218525 稲沢市朝府町15-12）へ（用紙は市役所商工観光課、支所、市民センターにもあります）▼その他 ①日当9200円（交通費、食費は支給しません）②被服、その他装飾品を貸与③勤務中の災害は加入保険の範囲で補償

12月1日～10日 年末の交通安全市民運動

ストップ・ザ 交通事故
～高めようモラル 守ろうルール～
問合せ 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159
ID 1000937

この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早く、下校時や帰宅時の交通量が多い時間帯と夕暮れ時が重なります。また、年末の慌ただしさから運転者や歩行者の注意力が散漫になりやすく、交通事故の発生が心配されます。3つの重点項目に注意して、一人一人が交通安全意識を高め、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図りましょう。

- ①夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転などの危険運転の根絶
歩行者や自転車利用者は、明るい目立つ色の衣服や反射材用品の着用を実践しましょう。わずかな飲酒でも判断力・注意力が低下します。飲酒運転の悪質性や危険性、失うものの大きさを理解しましょう。
- ②子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
歩行者は交通ルールを守りましょう。自転車利用者は年齢に関係なくヘルメットを着用しましょう。

③高齢運転者などの安全運転の励行
子どもや高齢者などを見かけたら速度を落とすなど、思いやり運転を実践しましょう。70歳以上の運転者は、高齢運転者標識を表示しましょう。



12月1日～20日 年末の安全なまちづくり運動

問合せ 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159

住宅を対象とした侵入盗の防止

短時間の外出、在宅中、就寝中を問わず、窓やドアの鍵を掛けましょう。また補助錠を取り付け、窓やドアはツーロック以上にしましょう。

自動車盗の防止

車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロック」を徹底しましょう。

特殊詐欺の被害防止

保険料や医療費などの還付金は、ATMで返還されることは絶対にありません。お金の要求には「知らない人に手渡さない」「郵送しない」などを徹底し、不審な連絡などがあった場合は、警察署に相談しましょう。

子どもと女性の犯罪被害防止

防犯ブザーを携帯し、なるべく人通りの多い明るい道を通りましょう。